２０２２年８月５日

下越支部所属公認審判員　様

下越支部バドミントン協会

審判委員　江口　文章

**公認審判員資格更新手続きについて**

　初冬の候、皆様にはご健勝にお過ごしのことと存じます。日頃は新潟県バドミントン協会の活動にご協力いただき、感謝申し上げます。

**公認審判員資格更新の時期がきました。対象者は以下の方々です。**

**更新対象者　２・３級　２０２０～２０２２年度が　有効年度の方**

**１級　２０１８～２０２２年度が　有効年度の方**

　【注意】　　有効期間のうち、１年でも会員登録をしなかった方、２０２２年度に会員登録をしなかっ

　　　　　　　た方は、原則、更新の資格がありません。

**★ただし、２０２０年度から公認審判員資格の再取得制度（別紙参照）ができました**ので、**再取得を希望される方は各所属支部審判委員会へご連絡ください。**

【重要連絡】

１　日バ申請の都合上、**〆切を２０２２年　８月　１９日（金）必着**とさせていただきます。

★再取得制度ができましたので、今年度から**更新手続きをしない方へ確認・催促もしません**ので、**公認審判員資格が必要な方は、次年度に再取得制度を利用してください**。

なお、**申請書等に不備があった場合や住所変更等で再送した場合は、郵送料等実費で負担していた**

**だきます**ので、ご了承ください。

　２　**今年度より、原則、申請書の返送をメールの添付ファイルでお願いします。**

**※　Excelファイルまたは申請書の写真添付でも構いません。**郵送でも受け付けますが、できるだけメール送信でお願いします。

３　申請書の提出時の注意事項

**要注意！**

**①申請書（１級と２・３級は別です。）**

**（新潟県バドミントン協会または各支部ホームページにアップされています。）**

**※２０１９年度から会員番号が、８桁⇒１０桁に変更されました。**

**１０桁でない場合や会員番号が間違っている場合は、更新できないこともありますので、**

**ご注意ください。自分で勝手に番号を振らないでください。**

**※記載内容が日バ登録と同一であることを****確認の上、提出してください。同一でない場合、　　　　Ｗｅｂシステム上はねられて更新ができない可能性があります。**

**※日バ登録情報を確認したい場合は、デジタル会員証を閲覧ください。（閲覧方法は別紙参照）**

**※日バ登録情報を変更したい方は、チーム代表もしくはチームＩＴ管理者へご連絡下さい。**

**裏面に続きあり**

**②更新料送付先**

**送付先：〒957-0016　新発田市豊町4-7-30　江口文章　迄**

**更新料１級　１６5００円　２級　８250円　３級　５５００円 (消費税10%込み)**

**※現金書留にてお願い致します。**

４　審判手帳の廃止

**２０２０年度からは、審判手帳の配布がなくなりましたので、デジタル会員証で確認することになり**

**ます。別紙「日バ登録　デジタル会員証の閲覧方法」を参照して確認してください。**

５　次回３年後の更新で続きについて

　　次回の更新手続きからは、郵送での連絡をしないこととします。

県協会・各支部ＨＰや日バ登録の際の連絡時等に、更新手続き開始をお知らせしますので、更新忘れに

ご留意ください。

**＜送付および問い合わせ先＞**

江口　文章　　　　〒９５７－００１６　　新発田市豊町４－７－３０

携帯　　　　　　　０７０－５３４５－８１０７（会社携帯　何時でも可能）

携帯　　　　　　　０９０－２２３８－９１６０（１８：００以降）

ＰＣメール fumiaki.eguchi@anes-corp.jp

**※携帯をＰＣメールアドレスからの着信を許可に設定してください。**

* **更新されない方も個人携帯の方へショートメールにて返信願います。**

【再取得を希望される方へ】※各所属支部の審判委員会又は日バ登録担当へ連絡下さい。

①　日バ登録は継続していたが、更新手続きをしなかったため、審判員資格を失効した方

　　・再取得料（取得級により異なります。）を支払うことで、更新ができます。有効期間は、元々の有効期間が適応されます。

　　・再取得手続きがとれる期間に制限がありますので、ご注意ください。

②　日バ登録を継続していなかったため、審判員資格を失効した方

　　・各所属チーム代表又はＩＴ管理者から、各支部日バ登録担当へ、過年度登録を申請して、過年度の日バ登録費（一般：２０００円）を支払うことで、更新手続きをすることができます。

　　　**※注意：日バ登録は個人ではできません。必ず所属チームからしてもらってください。**

③　　①②両方該当する場合は、順番として、②　⇒　①　の順で手続きをしてください